

## ✚ 貨物概要

豚の気管軟骨を酵素分解して得たコンドロイチン硫酸をスルホン化したもの。

ムコ多糖の多硫酸エステルであり、医薬品原料として用いられる。

## ✚ 分類

関税率表第 3913.90 号（統計番号 3913.90-000）の変性させた天然の重合体

## ✚ 分類理由

ヘパリン類似物質は、ヘパリンに類似するムコ多糖の多硫酸エステルであり「ヘパリン及びその塩」ではないことから、関税率表第 30.01 項には分類されません。

本品は、天然の重合体であるコンドロイチン硫酸を変性させたものであることから、上記のとおり分類されます。



## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に  
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全  
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合におい  
ては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずるこ  
とがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望  
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）